

第二十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十 二 号

昭和三十三年三月四日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事阿左美廣治君 理事内田 常雄君

理事笹本 一雄君 理事長谷川四郎君

理事加藤 清二君 理事松平 忠久君

有馬 英治君 川野 芳滿君

菅 太郎君 神田 博君

齋藤 憲三君 櫻内 義雄君

権名悦三郎君 首藤 新八君

中村庸一郎君 南 好雄君

山手 滿男君 佐々木良作君

佐竹 新市君 田中 武夫君

永井勝次郎君 水谷長三郎君

八木 昇君

出席政府委員

通商産業政務次官 白濱 仁吉君

通商産業事務 松尾泰一郎君

官(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務 小室 恒夫君

官(企業局長) 黒川 眞武君

通商産業事務 川上 爲治君

官(通商局長) 小室 恒夫君

工業技術院長 黒川 眞武君

中小企業庁長官 川上 爲治君

委員外の出席者 専門員 越田 清七君

二月二十八日 委員多賀谷眞稔君辞任につき、その

補欠として山口シヅエ君が議長の指

名で委員に選任された。

三月三日 委員植木庚子郎君辞任につき、その

補欠として櫻内義雄君が議長の指名

で委員に選任された。

三月一日

中小企業信用保険公庫法の施行に伴

る関係法律の整理等に関する法律案

(内閣提出第一二七号)

二月二十八日

小売商業特別措置法制定反対に關す

る請願(岡田春夫君紹介)(第一一

八二号)

同(永井勝次郎君紹介)(第一一八

三号)

同(石山權作君紹介)(第一二二六

号)

同(中原健次君紹介)(第一二三七

号)

同(森三樹二君紹介)(第一二八一

号)

同(渡邊惣蔵君紹介)(第一二八二

号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三日

第四次日中貿易協定締結促進に關す

る陳情書外二件(堺市議會議長山崎

列三郎外二名)(第五七七号)

石油資源開発株式会社への国家投資

に關する陳情書外五件(新庄市長木

田清外八名)(第五七九号)

中小企業に対する財政投融資の増額

等に関する陳情書(横浜市議會議長

津村峯男)(第五八〇号)

輸出入絹織物の滞貨処分に関する

陳情書(石川県知事田谷充実外一名)

(第五八一号)

鉱業法の一部改正に関する陳情書外

二件(戸畑市議會議長天野志津雄外

二名)(第五八三号)

設備等輸出為替損失補償に関する陳

情書(名古屋商工会議所会頭佐々部

晚穂外一名)(第五九五号)

亜炭坑における災害防止に関する陳

情書(岐阜県議會議長松野幸泰)(第

六〇六号)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本貿易振興会法案(内閣提出第八

八号)

中小企業信用保険公庫法の施行に伴

る関係法律の整理等に関する法律案

(内閣提出第一二七号)

○小平委員長 これより會議を開きま

す。

まず、去る一日、本委員会に付託さ

れました中小企業信用保険公庫法の施

行に伴う関係法律の整理等に関する法

律案を議題とし、審査に入ります。

まず、その趣旨の説明を求めます。

白濱通商産業政務次官。

中小企業信用保険公庫法の施行に

伴う関係法律の整理等に関する法

律案

中小企業信用保険公庫法の施行

に伴う関係法律の整理等に関する

法律

(登録税法の改正)

第一条 登録税法(明治二十九年法

律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条中「第二号ノ八」を

「第二号ノ九」に改め、第二号ノ九

を第二号ノ十とし、第二号ノ八を

第二号ノ九とし、第二号ノ七の次

に次の一号を加える。

二ノ八 中小企業信用保険公庫

自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第二条 印紙税法(明治三十二年法

律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第五号ノ四ノ次に次

の一号を加える。

五ノ四ノ四 中小企業信用保

険公庫ノ発スル証券、帳簿

(所得税法の改正)

第三条 所得税法(昭和二十二年法

律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第五号中「及び公

営企業金融公庫」を、「公営企業

金融公庫及び中小企業信用保険公

庫」に改める。

(法人税法の改正)

第四条 法人税法(昭和二十二年法

律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第二号中「公営企業金融

公庫」の下に、「中小企業信用保

険公庫」を加える。

(中小企業庁設置法の改正)

第五条 中小企業庁設置法(昭和二

十三年法律第八十三号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項中第四号の三を削

り、第四号の四を第四号の三と

し、第五号の二の次に次の一号を

加える。

五の三 中小企業信用保険公庫

に關すること。

第四条第三項中「第五号」を「第

五号の三」に改める。

(行政機關職員定員法の改正)

第六条 行政機關職員定員法(昭和

二十四年法律第二百六十六号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一項の表通商産業省

の項中「二、〇一〇人」を「一

一、九九七人」に、「一七四人」

を「一三六八」に、「一三、一二

八人」を「一三、〇七七人」に改

め、同表合計の項中「六六七、二

六一人」を「六六七、二一〇人」に改める。

(大蔵省設置法の改正) 第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の四を第六号の五とし、第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 中小企業信用保険公庫を監督すること。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の改正) 第八条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「公営企業金融

公庫」の下に、「中小企業信用保
險公庫」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支
給の財源に充てるための特別会計
等からする一般会計への繰入及び
納付に関する法律の改正)

第九条 退職職員に支給する退職手
当支給の財源に充てるための特別
会計等からする一般会計への繰入
及び納付に関する法律(昭和二十
五年法律第六十二号)の一部を次
のように改正する。

第一条中、「中小企業信用保険
特別会計」を削る。
(予算執行職員等の責任に関する
法律の改正)

第十条 予算執行職員等の責任に関
する法律(昭和二十五年法律第百
七十二号)の一部を次のように改
正する。

第九条第一項中「公営企業金融
公庫」の下に、「中小企業信用保
險公庫」を加える。

(地方税法の改正)
第十一条 地方税法(昭和二十五年
法律第二百二十六号)の一部を次
のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中
「公営企業金融公庫」の下に、「中
小企業信用保険公庫」を加える。
(中小企業信用保険法の改正)

第十二条 中小企業信用保険法(昭
和二十五年法律第二百六十四号)
の一部を次のように改正する。

「第一節 信用保証協会
第一款 個別保証保
第二款 包括保証保
第二節 金融機関を相

を相手方とするもの
險(第九条の二、第九条の五)
險(第九条の六、第九条の七)
手方とするもの(第九条の八、第
九条の九)

を「第一節 普通保証
第二款 包括保証
九条の九」

保険(第九条の二、第九条の五)
保険(第九条の六、第九条の九)
に、「(第十条 第十二条)」を(第
十条、第十一條)に改める。

「政府」を「公庫」に、「会計年
度」を「事業年度」に改める。
第一条中「政府」を削る。

第二条第一項中、「無尽会社」
を削り、同条第二項第二号中(以
下「組合」と総称する。)を
削り、同項第四号の二中「環境衛
生同業組合連合会であつて」の下
に、「その直接又は間接の構成員
の三分の二以上が常時三十人以下
の従業員を使用する者であるもの
のうち」を加え、同条第三項を削
る。

第三条第一項中「政府は」を
「中小企業信用保険公庫(以下「公
庫」といふ。)は」に、「及び同
法附則第三項の規定によりなおそ
の効力を有する改正前の無尽業法
(昭和六年法律第四十二号)第一條
の無尽による給付(以下「給付」
と総称する。))」を、「(以下「給
付」といふ。))」に改め、同条第
二項中「百分の八十」を「百分の
五十」に改め、同条第三項を削
る。

第四条第一項中「必要なもので
あつて」の下に、「その額(給付
の場合、当該給付に係る契約に

基いて給付後において受け入れる
べき掛金の合計額)が五十万円を
こえるものであり、かつ」を加え、
同条第二項中「一千万円」を「七
百万円」に改める。

第六条中「百分の八十」を「百
分の五十」に改める。

「第一節 信用保証協会を相手
方とするもの」を「第一節 普通
保証保険」に改め、「第一款 個
別保証保険」を削る。

第九条の二第一項中「保険金
額の保険価額に対する割合が百分
の七十である保険(以下「普通保
証保険」といふ。))及びその割合
が百分の八十である保険(以下
「小口保証保険」といふ。))ごと
に」を削り、「及び第九条の第六
第一項、第三項及び第六項」に改め、
「それぞれ」を削り、同条第二項
中「掛金の払込」の下に「第九
条の六第三項において同じ。」を
加え、「保険事故とする」を「保
險事故とし、保険価額に百分の六
十を乗じて得た金額を保険金額と
する」に改め、同条第三項及び第
四項を削る。

第九条の三第一項中「給付金」
の下に「第九条の六第四項にお
いて同じ。」を、「必要なもの」
の下に「であつて、その額(手形
の割引の場合は手形金額、給付の
場合は当該給付に係る契約に基い
て給付後において払い込むべき掛
金の合計額、特殊保証の場合は限
度額。以下この項において同じ。))
が五十万円をこえるもの」を加え、
同項に次のただし書を加える。

ただし、当該信用保証協会
が第九条の六第一項に規定する
第一種保証の契約を締結してい
る場合において、前条第一項に
規定する債務の保証につき第九
条の六第一項に規定する第一種
保証の保険関係が成立するもの
とすれば当該債務者たる中小企
業者に係るその保険関係における
保険価額の合計額の五十万円
をこえることとなるときは、そ
の額は、五十万円をこえること
を要しない。

第九条の三第二項中「普通保
証保険にあつては」を削り、「一
千万円」を「七百万円」に、「三
千万円」を「一千万円」に改め、
「小口保証保険にあつては、小
企業者一人につき、合計二十万円
(その小企業者が中小企業等協同
組合、商工組合又は商工組合連合
会であるときは、五十万円)を」
を削る。

第九条の四「以下同じ」を
「以下この条において同じ」に、
「普通保証保険にあつては百分の
七十、小口保証保険にあつては百
分の八十」を「百分の六十」に改
める。

第九条の五第一項中「信用保証
協会を相手方とする個別保証保
險」を「普通保証保険」に改め
る。

「第二款 包括保証保険」を削
り、第九条の六の前に次のように
加える。

第二節 包括保証保険
第九条の六第一項中「小企業

者」を「中小企業者」に改め、
「債務の保証をすることにより」
の下に「中小企業者一人につい
ての保険価額の合計額が五十万円
をこえることができない保険(以
下「第一種保証」といふ。))及び
その合計額が五十万円(その中小
企業者が中小企業等協同組合、商
工組合、商工組合連合会、環境衛
生同業組合、環境衛生同業組合連
合会又は酒類業組合であるとき
は、一千万円)をこえることがで
きない保険(以下「第二種保証」
といふ。))ごと」を、「総額
が」の下に「それぞれ」を加え、
同条第二項中「百分の九十」を
「百分の七十」に改め、同条第三
項から第五項までを次のように改
める。

1 第一項の保険関係において
は、保証をした借入金の額を保
險価額とし、中小企業者に代つ
てする借入金の弁済を保障事故
とする。

2 第一項の保険関係が成立する
保証をした借入金は、中小企業
者の行方事業の振興に必要なも
のに限る。

3 公庫と第一種保証及び第二種
保証の契約を締結している信用
保証協会が第一項に規定する債
務の保証をしたときは、当該債
務者たる中小企業者に係る同項
の保険関係における保険価額の
合計額が五十万円をこえること
となる前までの債務の保証につ
いては、第一種保証の保険関係
が成立し、その他の保証につい
ては、第二種保証の保険関係が

成立し、当該信用保証協会
が第九条の六第一項に規定する
第一種保証の契約を締結してい
る場合において、前条第一項に
規定する債務の保証につき第九
条の六第一項に規定する第一種
保証の保険関係が成立するもの
とすれば当該債務者たる中小企
業者に係るその保険関係における
保険価額の合計額の五十万円
をこえることとなるときは、そ
の額は、五十万円をこえること
を要しない。

第九条の三第二項中「普通保
証保険にあつては」を削り、「一
千万円」を「七百万円」に、「三
千万円」を「一千万円」に改め、
「小口保証保険にあつては、小
企業者一人につき、合計二十万円
(その小企業者が中小企業等協同
組合、商工組合又は商工組合連合
会であるときは、五十万円)を」
を削る。

第九条の四「以下同じ」を
「以下この条において同じ」に、
「普通保証保険にあつては百分の
七十、小口保証保険にあつては百
分の八十」を「百分の六十」に改
める。

第九条の五第一項中「信用保証
協会を相手方とする個別保証保
險」を「普通保証保険」に改め
る。

「第二款 包括保証保険」を削
り、第九条の六の前に次のように
加える。

第二節 包括保証保険
第九条の六第一項中「小企業

者」を「中小企業者」に改め、
「債務の保証をすることにより」
の下に「中小企業者一人につい
ての保険価額の合計額が五十万円
をこえることができない保険(以
下「第一種保証」といふ。))及び
その合計額が五十万円(その中小
企業者が中小企業等協同組合、商
工組合、商工組合連合会、環境衛
生同業組合、環境衛生同業組合連
合会又は酒類業組合であるとき
は、一千万円)をこえることがで
きない保険(以下「第二種保証」
といふ。))ごと」を、「総額
が」の下に「それぞれ」を加え、
同条第二項中「百分の九十」を
「百分の七十」に改め、同条第三
項から第五項までを次のように改
める。

1 第一項の保険関係において
は、保証をした借入金の額を保
險価額とし、中小企業者に代つ
てする借入金の弁済を保障事故
とする。

2 第一項の保険関係が成立する
保証をした借入金は、中小企業
者の行方事業の振興に必要なも
のに限る。

3 公庫と第一種保証及び第二種
保証の契約を締結している信用
保証協会が第一項に規定する債
務の保証をしたときは、当該債
務者たる中小企業者に係る同項
の保険関係における保険価額の
合計額が五十万円をこえること
となる前までの債務の保証につ
いては、第一種保証の保険関係
が成立し、その他の保証につい
ては、第二種保証の保険関係が

成立し、当該信用保証協会
が第九条の六第一項に規定する
第一種保証の契約を締結してい
る場合において、前条第一項に
規定する債務の保証につき第九
条の六第一項に規定する第一種
保証の保険関係が成立するもの
とすれば当該債務者たる中小企
業者に係るその保険関係における
保険価額の合計額の五十万円
をこえることとなるときは、そ
の額は、五十万円をこえること
を要しない。

第九条の三第二項中「普通保
証保険にあつては」を削り、「一
千万円」を「七百万円」に、「三
千万円」を「一千万円」に改め、
「小口保証保険にあつては、小
企業者一人につき、合計二十万円
(その小企業者が中小企業等協同
組合、商工組合又は商工組合連合
会であるときは、五十万円)を」
を削る。

第九条の四「以下同じ」を
「以下この条において同じ」に、
「普通保証保険にあつては百分の
七十、小口保証保険にあつては百
分の八十」を「百分の六十」に改
める。

第九条の五第一項中「信用保証
協会を相手方とする個別保証保
險」を「普通保証保険」に改め
る。

「第二款 包括保証保険」を削
り、第九条の六の前に次のように
加える。

第二節 包括保証保険
第九条の六第一項中「小企業

者」を「中小企業者」に改め、
「債務の保証をすることにより」
の下に「中小企業者一人につい
ての保険価額の合計額が五十万円
をこえることができない保険(以
下「第一種保証」といふ。))及び
その合計額が五十万円(その中小
企業者が中小企業等協同組合、商
工組合、商工組合連合会、環境衛
生同業組合、環境衛生同業組合連
合会又は酒類業組合であるとき
は、一千万円)をこえることがで
きない保険(以下「第二種保証」
といふ。))ごと」を、「総額
が」の下に「それぞれ」を加え、
同条第二項中「百分の九十」を
「百分の七十」に改め、同条第三
項から第五項までを次のように改
める。

1 第一項の保険関係において
は、保証をした借入金の額を保
險価額とし、中小企業者に代つ
てする借入金の弁済を保障事故
とする。

成立するものとする。

第九條の六に次の一項を加える。

6 前項の場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円から当該中小企業者につきすでに成立した第一種保険の保険価額の合計額を控除した残額以下であるときは、当該保証については、同項の規定にかかわらず、第一種保険の保険関係が成立するものとする。

第九條の七を次のように改める。
(運用)

第九條の七 第五條、第九條の四及び第九條の五第二項の規定は、包括保証保険に準用する。

この場合において、第九條の四中「百分の六十」とあるのは、「百分の七十」と読み替えるものとする。

「第二節 金融機関に相手方とするもの」を削る。

第九條の八及び第九條の九を次のように改める。

(交付金)

第九條の八 公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に第九條の六第一項の保険関係に基づいて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した同項の保険関係に基づいて支払つた保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第九條の九 公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が第九條の六第一項の保

險関係に基づいて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第九條七において準用する第九條の五第二項において準用する第八條の規定により公庫に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額をこえるときは、そのこえる額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十條中「第九條の六第一項若しくは第九條の八第一項」を「若しくは第九條の六第一項」に改める。

第十一條第一項中「第九條の二第一項又は第九條の二第一項」を「又は第九條の二第一項」に改める。

第十二條を削る。

(公庫の予算及び決算に関する法律の改正)

第十三條 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九號)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び公営企業金融公庫を」公営企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」に改める。

第五條第三項中「住宅金融公庫」の下に「及び中小企業信用保険公庫」を加え、「並びに」を「、回収金(中小企業信用保険公庫の場合に限る)並びに」に、「公営企業債券を含む」を「公営企業債券を含む、中小企業信用保険公庫の場合を除く」に改める。

第十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、大蔵大臣が毎事業年

度指定する各目又は各節の経費に予備費を使用しようとする場合においては、みずからその使用を決定することができる。

第十六條第二項中「前項の規定による承認があつたときは、その承認又は決定があつたときは、その承認又は決定」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 公庫は、前項ただし書の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした予備費使用書を作成し、これを主務大臣を経由して大蔵大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

第十四條 中小企業信用保険公庫の最初の事業年度は、公庫の予算及び決算に関する法律第二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第十五條 中小企業信用保険公庫の昭和三十三年年度の予算についての公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第三條第一項中「公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して」とあるのは「主務大臣は、昭和三十三年年度の中小企業信用保険公庫の予算を作成して」と、第八條第一項中「国会の議決を経たときは」を「国会の議決を経た場合において、中小企業信用保険公庫が成立したときは」とする。

(通商産業省設置法の改正)

第十六條 通商産業省設置法(昭和

二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中「中小企業信用保険特別会計」を削る。

第二十七條中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

(信用保証協会法の改正)

第十七條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六號)の一部を次のように改正する。

第二十條の二及び第三十九條第二項を削る。

(経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の改正)

第十八條 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第二号を次のように改める。

二 中小企業信用保険公庫にあつては、第十條第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十五條第一項ただし書)の規定により保険準備基金を取りくずした場合において、保険準備基金の額からその取りくずした金額(同條第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額)

附則

この法律は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第

号)附則第七條の規定の施行の日から施行する。ただし、第十三條から第十五條までの規定は、中小企業信用保険公庫の昭和三十三年年度の予算から適用する。

理由

中小企業信用保険公庫法の施行に伴い、中小企業信用保険法その他関係法律を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○日清政府委員 大臣が閣議中であり

ますので、私、かわりまして、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、提案の理由及び法律案の概要を御説明申し上げます。

政府といはしましては、中小企業に對する信用補完制度の拡充強化をはかるため、その機構の整備については、さきに中小企業信用保険公庫法案を提出いたしました。したが、さらに中小企業信用保険法その他の関係法律を改正する必要がある。本法律案を提出することとした次第であります。

次にそのおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険法の一部改正であります。すなわち、中小企業信用補完制度につきましては、昨年十二月、金融制度調査会から、今後における中小企業者に対する信用補完は、すべて信用保証協会の保証によらしめ、中小企業信用保険は、信用保証協会の債務保証に對する再保険的機能を営むものとして運営し、かつ、その保険の

後日に譲ることになります。

種類も包括保証保険によることを原則とするも、ただこれが円滑に行われるよう、信用保証協会の現状等を勘案して必要な経過措置を考慮すべき旨の答申がありました。そこで、今回この答申の趣旨にのっとり、中小企業信用保証法の一部を改正し、信用保証協会を相手方とする包括保証保険制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険、普通保証保険制度は、その機能を縮小して、実情に即してしばらく存置せしめるとともに、金融機関を相手方とする保証保険は廃止するという措置をとることとした次第であります。

第二は、公庫の予算及び決算に関する法律の改正であります。すなわち、中小企業信用公庫の予算決算につきましましては、公庫の予算及び決算に関する法律に所要の改正を加え、特に、公庫の会計制度に弾力性を与え、実情に即した措置を実施し得るよう、公庫が保険金等あらかじめ指定を受けた費目に予備費を使用する場合には、大蔵大臣の承認を要しないものとしたことあります。

第三は、法人税法、所得税法等を改正して、公庫について非課税の措置をとつたことあります。

第四は、行政機関職員定員法、中小企業庁設置法等の関係法律について、中小企業信用保険特別会計が廃止され、公庫が設置されますことに伴い、所要の改正を行なつたことあります。

以上が中小企業信用公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

○小平委員長 本案に関する質疑は、

○小平委員長 次に、日本貿易振興会法案を議題とし、審査を進めます。

○内田委員 私は、目下審査中でありまする日本貿易振興会法案、すなわちジェトロの改組による貿易の振興策に、関連をいたしまして、目下不況のどん底にある繊維産業に関連をして、政府に御質問いたしたいと思ひます。

今日、国際収支の改善というものは、あらゆる政策の中核をなして行なう。またこのゆえに、金融引き締め政策というものも行われまして、日本の産業全体、特に中小企業というものに、非常に大きなしわ寄せがあらはれておることは言うまでもありませんが、この中小企業の中でも、いわゆる機屋といふようなものが、非常に小さい業者が多いために、繊維産業の上から下までの不況の中でも、一番大きい苦しみをなめておることは、これは政府当局においても御承知のことと思ひます。

ところが、私は、政府が全体として国際収支の改善政策あるいは機業の不況対策、中小企業の振興対策というようになことをやりながら、ここに、どうも政府の趣旨が徹底しない盲点のような現象が一つ現われていることを指摘したいのであります。

それは、これは私自身に非常に關心のある事項であります。お互いの着ておる洋服、外套の裏地というものは、戦争前は、大体絹の裏地か、そうでなければアルパカの裏地というものが、大部分でありました。しかし、戦争中アルパカの原毛などの輸入ができなかつたという関係もありまして、戦後におきましては、国内産の化繊の裏地というものが、洋服の大部分を占めるようになりまして、一時はほとんどこのアルパカというものの使用が国内においてなかつたのであります。しかるに、最近に至りまして、この国内供給をもつて十分に足りる裏地の原料として、またまたアルパカなりモヘアの原毛というものの輸入がふえ始めまして、そのために、政府も業界も非常にこれに力を入れて、これまで育成したところの国内産の服裏地の企業というものが、非常な打撃を受けておるのであります。これはわれわれは、まことに不可思議な現象といわなければならぬと思ひます。今日、業界の非常な努力によりまして、国内産の人絹裏地というものが、非常に改良に改良を重ねられまして、往年のアルパカ裏地に遜色がないというところまでできております。これはもう知る人ぞ知る、実質的には知られておることでありまして、決してアルパカでありますとか、モヘアでありますとか、わざわざ外貨を食いつぶす原毛を外国から輸入してまでも、その国内的に振興した服裏地産業というものに悪影響を与えるようなことをする必要もないし、すべきではないと私は考えておるのであります。元来、アルパカとかあるいはモヘアとかいうような服裏地の原料になる羊毛というものは、大体が英国とかあるいは南米なんかの特産方面から産するので、従つて英国では、自分の領土内あるいは連邦内から、その原毛が産出されております。

その関係で、今日では英国ではそのアルパカというものを使用しておるが、その反面、アルパカ裏地などというものを採用している国は、世界中で英国のほかに日本しかない。他のあらゆる洋服を着る国々は、今日発達した化繊裏地というものが全部まかなわれておる。こういう状況にあるのに、いつまでも日本が英国と同じような、領土内に何らの原毛をも産出しないのに、アルパカ裏地というものを作らせておる。また、そのために貴重な外貨を割りと申しておるといふようなことは、何と申しても私には理解されません。これは、一体政府は、この点についてお気づきになられたことがあるかどうかということ、まず私は繊維局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小室政府委員 ただいまのお尋ねに對してお答えいたします。アルパカの羊毛が最近輸入が増加しておるという状況については、十分承知しております。ただいま御配付した資料の中にも、その数字が載つておる状況であります。最近、衣料品の消費は、高級品の売れ行きがいいというふうな傾向もあつて、アルパカ裏地というものが、高級の洋服と相伴つて、消費が増加しておるといふ傾向を反映しているかと思ひます。

○内田委員 繊維局長にも、事実の認識は若干ある程度で、これから先御承知のように、人絹というものは、人絹自身が一番生産過剰で、売れ行き不振というところで、あなたの方の命令で五割の勧告採掘をやつておる。これは人絹メーカーでありますから、中小企業には直接影響がないようでありまして、ところが、繊維業界は、今日の上から下までの不況でありまして、単に人絹メーカーの不況というだけではないのであります。この人絹なり化繊なりを原料としている機屋さんが、その製品が非常にストックをして売れ行きに悩んでおる。また金銀は詰まっております。こういう状況にあるのでありますから、もしアルパカやモヘアのようなものの輸入が最近ふえておるといふことでありますならば、単に貿易政策上ばかりでなしに、貿易政策につきましては、私はここに通商局長がお見えになつておられますから、またあとで伺いたいと思ひますが、繊維対策上からも、放置しておいてはならぬと思ひます。ここで配付されました通産省の資料を見ましても、三十年、三十一年、三十二年と、年を経るごとにアルパカ原毛、モヘア原毛が飛躍的に輸入がふえておるといふことは、この辺で気がついて手を打たなければ、単に国際収支が最近や明らかなつたから、大した数量でもないし、大した金額にもならないから、このくらいはよからうというのではなからぬのであります。国内あげて国際収支の均衡あるいは輸入の調整ということをやらなければならぬことはもちろんであります。これは今申す繊維産業上からも、これは非常に大きな問題といわなければならぬと思ひます。そこで、通商局長にお尋ねをするのであります。こういうアルパカ原毛なりモヘア原毛なり、あるいはラスト原毛というふうなもの輸入がふえてきておるのは、どういふ見地からかやうなものをふやしておるか、政府が知らぬ間にどういふものがふえてきておるか、どういふこととあります。

その関係で、今日では英国ではそのアルパカというものを使用しておるが、その反面、アルパカ裏地などというものを採用している国は、世界中で英国のほかに日本しかない。他のあらゆる洋服を着る国々は、今日発達した化繊裏地というものが全部まかなわれておる。こういう状況にあるのに、いつまでも日本が英国と同じような、領土内に何らの原毛をも産出しないのに、アルパカ裏地というものを作らせておる。また、そのために貴重な外貨を割りと申しておるといふようなことは、何と申しても私には理解されません。これは、一体政府は、この点についてお気づきになられたことがあるかどうかということ、まず私は繊維局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○小室政府委員 ただいまのお尋ねに對してお答えいたします。アルパカの羊毛が最近輸入が増加しておるという状況については、十分承知しております。ただいま御配付した資料の中にも、その数字が載つておる状況であります。最近、衣料品の消費は、高級品の売れ行きがいいというふうな傾向もあつて、アルパカ裏地というものが、高級の洋服と相伴つて、消費が増加しておるといふ傾向を反映しているかと思ひます。

○内田委員 繊維局長にも、事実の認識は若干ある程度で、これから先御承知のように、人絹というものは、人絹自身が一番生産過剰で、売れ行き不振というところで、あなたの方の命令で五割の勧告採掘をやつておる。これは人絹メーカーでありますから、中小企業には直接影響がないようでありまして、ところが、繊維業界は、今日の上から下までの不況でありまして、単に人絹メーカーの不況というだけではないのであります。この人絹なり化繊なりを原料としている機屋さんが、その製品が非常にストックをして売れ行きに悩んでおる。また金銀は詰まっております。こういう状況にあるのでありますから、もしアルパカやモヘアのようなものの輸入が最近ふえておるといふことでありますならば、単に貿易政策上ばかりでなしに、貿易政策につきましては、私はここに通商局長がお見えになつておられますから、またあとで伺いたいと思ひますが、繊維対策上からも、放置しておいてはならぬと思ひます。ここで配付されました通産省の資料を見ましても、三十年、三十一年、三十二年と、年を経るごとにアルパカ原毛、モヘア原毛が飛躍的に輸入がふえておるといふことは、この辺で気がついて手を打たなければ、単に国際収支が最近や明らかなつたから、大した数量でもないし、大した金額にもならないから、このくらいはよからうというのではなからぬのであります。国内あげて国際収支の均衡あるいは輸入の調整ということをやらなければならぬことはもちろんであります。これは今申す繊維産業上からも、これは非常に大きな問題といわなければならぬと思ひます。そこで、通商局長にお尋ねをするのであります。こういうアルパカ原毛なりモヘア原毛なり、あるいはラスト原毛というふうなもの輸入がふえてきておるのは、どういふ見地からかやうなものをふやしておるか、政府が知らぬ間にどういふものがふえてきておるか、どういふこととあります。

その関係で、今日では英国ではそのアルパカというものを使用しておるが、その反面、アルパカ裏地などというものを採用している国は、世界中で英国のほかに日本しかない。他のあらゆる洋服を着る国々は、今日発達した化繊裏地というものが全部まかなわれておる。こういう状況にあるのに、いつまでも日本が英国と同じような、領土内に何らの原毛をも産出しないのに、アルパカ裏地というものを作らせておる。また、そのために貴重な外貨を割りと申しておるといふようなことは、何と申しても私には理解されません。これは、一体政府は、この点についてお気づきになられたことがあるかどうかということ、まず私は繊維局長にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 今、御指摘のよ
うな品物は、自動承認制下にあるわけ
でありまして、国内の需要を反映して
輸入がされる。割当ではなく、自動承
認制下にあつて輸入がされておる、こ
ういう状況下にあります。

○内田委員 自動承認制であるから、
必要があれば、だれでも保証金を積み
ば輸入できる仕組みにあるというこ
とであります。それが、非常に
危険なことではないでしょうか。今
日、織維局長が言われるように、必ず
しも適当な事態でないという御認識が
あられるならば、アルパカとかモヘア
とかいろいろの大部分は、洋服裏地に
使われておりますから、単に外貨政策
操作上の見地からばかりでなしに、中
小企業とかあるいは織維対策という面
を加味して、そうして自動承認制につ
いて反省をせられまして、これを自動
承認制からははずす、割当制にして、貿
易協定その他必要やむを得ざる分だけ
のものを認めていくというふうなこと
でなければ、国内の、今日いろいろな
引き締めはありまして、消費需要と
いうものが必ずしも衰えているわけ
ではない、だんだん文化が進むに従つて
高級品を好むという気持も、国民の一
部にある限りにおきましては、私は非
常に危険なことと思つて、外貨の
割当政策等につきまして、御検討せら
れる用意があられるかどうか、お伺い
いたします。

○松尾(泰)政府委員 たいまお答え
を申し上げましたように、現在のところ
は、自動承認制下にあるわけござ
います。実はこの自動承認制につき
ましては、外貨予算を六カ月ごとに編
成するに当りまして、その当該商品の

国内に及ぼす影響については、生産関
係の現地とも十分打ち合せをして、検
討をいたしておるのであります。若干
私の見解が違ふかもしれないのであり
ますが、たしかこのアルパカにつきま
しても、昨年の九月において議題になつ
たことかと思つてあります。その
当時といたしましては、このアルパカ
原毛によつて作られる服地というもの
と、それから日本の化繊によつて作ら
れる裏地というものが、必ずしも競
合するものではない。一方は、どつち
かというところ、やや中下級品であり、一
方は非常に高級品の部類にあるのだと
いうふうなことで、そう競合するよう
な面もないのではないかと、輸入はふ
点もあつたのであります。輸入はふ
えておりますが、さほど国内の生産に
対しては影響を及ぼしていないのじや
ないかというふうな見方もあつたと思
うのであります。また、その一部は、
裏地ではなくて、いわゆる洋服地の原
料になりまして、輸出をされているも
のがあるわけでありまして、またモヘア
につきましては、これは裏地というよ
うには、原毛の一部でありまして、要す
るに服地なりオーパー地になるもので
あります。若干、今、先生御指摘の
アルパカとは、同一に論じ得ないと思
うのであります。そういうふうな観点
から、自動承認制というところで今日ま
できておるのであります。もちろんわ
れわれといたしましては、常時国内に
及ぼす影響というものを検討して参る
ことは当然でございますので、今後、
織維局とも十分連絡をとりまして、ま
た国際的な事情も十分考慮いたさなけ
ればなりませんので、それらも考慮い
たしまして、研究をさせていただきます

○内田委員 たいまその外貨の割
当制度に関する問題につきまして、非
常に慎重を要するということにつきま
しては、私も了解をいたしますから、
十分善処をお願いいたします。

ただ、通商局長は御承知ないよう
であります。私はここにアルパカの見
本と、国内産の化繊服地の見本を持つ
てきておるのであります。これは、
くろうとが見まして、しろうとが見
まして、決してしろうとだから、そ
う見えるのではないのであります。国
産の化繊というものは、決して従前
のアルパカくらいに劣つておりませ
ん。私などの着ておられます洋服は、こ
れは化繊の裏地でありまして、おそら
くあなたが着ておられるかもしれない
アルパカの裏地よりも、はるかに見て
体裁もよろしいということ、従つて、
嗜好の分野が違ふということ、これ
は単に宣伝の問題であります。従つ
て、私が申し上げておかなければなら
ないことは、国内の化繊洋服裏地とい
うものを作つておられます業界という
ものは、非常に小さい業者の集まりであ
りまして、織機の数にいたしますと一
万五千くらいあります。業者の数

にいたしますと約六、七千人を下らな
い業者であります。しかるに、アルパ
カ原毛を輸入して、アルパカ裏地を
作つておられる業界というものは、これは何
千人も何百人もあるのではございませ
ん。おそろく十人以下ではなからうか
と私は想像するのであります。この
点に、私は、通産省全体の産業総合対
策として、中小企業対策として、また
国内の織維対策としても問題がある。
単に外貨の問題だけではないのであり
ますから、通産省全体として、総合的
に施策を講ぜられるようにお願いをい
たします。また、あることは私は信じ
たくありませんけれども、今のアルパ
カなりモヘアなりの輸入が、わが国に
とつて百害あつて一利ないということ
を承知しておながら、この輸入を無
理々々政府が押つけてさせている一
部の勢力があるということも私は聞いて
おります。これは國西方面の、名前
をあげてもいいのであります。だれ
が輸入してどこに入れておられるかとい
うことを考えますと、これは大いに考え
なければならぬ。今日、政治の目的と
いうものは、国民全体大衆の幸福とい
うことを考えてこそ政治でありまし
て、決して一部のものの利益をはかつ
たり、また一部のものの領域を侵すた
めに政治をやつておられるのでない。こと
に私など、地方からわざわざ国会議員
となつてきておられます者の立場から申
しますと、実はこの国内化繊裏地を
作つておられる生産の八〇%というものは、
私の地方でやつておられて、私もそ
こから負担を受けて国会に出てきてお
ります以上は、これを無視することは
できないのであります。何のために私
は国会に出てきているかというところ、そ

○加藤(清)委員 たいま内田委員が
モヘア・ヤーン、アルパカ等の輸入増
大の原因について、御質問をしてい
らっしゃいますので、それに関連し
て、私も一点だけ承わりたいと存じま
すが、趣旨は内田委員と完全に一致し
ております。党は違ひますけれども、
趣旨は一致しております。そのおつも
りでお答え願ひたいのですが、第一点
に、このモヘア・ヤーンの輸入増大の
原因をお尋ねする前に、終戦後モヘア・
ヤーン、アルパカ等の原料が輸入され
て参りましたところの増大のデータが
あると存じます。それを一つお漏らし
願ひたい。と同時に、その時期と数量
とを勘案して併行して行われました日
英会談ですね。そこで、当然のことな
らば、売り買いで、買わなければなら
なくなつたところの原因とがあ

○小室政府委員 山梨県の機業地の事
情については、たいまお話しし
て承知してあります。

それから、もう一つの何かうわさに
ついては、私、きょう初耳でございます
して、大へん勉強させていただきます
た。

五

りましたならば、一つお漏らし願いた
い。第一はそのでございませう。

○松尾(泰)政府委員 モヘア・ヤーン
の輸入の状況でございますが、実は
私、まだここで細かい統計資料を持
合せておりませんので、的確な答え
ができないのでありますが、別段協
定の関係から輸入をしなければなら
ないということではないのでありま
す。要するに、日英協定におきま
して、か
りにA Aというものをやりまし
た場合
には、これはイギリスにも均霑を
させ
なければならぬというふうなこ
とで
あったかと思っております。なお、
先生も御存じかと思っておりますが、
その他の
いろいろな事情から、輸入もふ
えたの
であります。これはアルパカとは、
事
情がすっかり違つた問題かと思
うので
あります。

○加藤(清)委員 輸入の増大された
数字が、急激にふえておるのです。
非常に
急上昇をたどつておられます。そ
の原
因につきましても、通商局長は、A
A制
だからとおっしゃつたわけですが、
私
は必ずしもそれだけではないと思
いま
す。それは、日英会談からくるこ
ろの
やむを得ざる状況が一つと、も
う一
つは国内の問題で、外貨の割当の
方式
に大きな原因がある。言葉をか
え
ていいますと、モヘア・ヤーンを
輸入
するに非常にもうかるようにで
きて
いるから、それで急激に伸びて
お
るわけでございます。と申します
は、
モヘア・ヤーンそのものを輸入
し
て、それを加工するといふ仕事
は、
さほどもうけはないのでありま
す。
ところが、このモヘア・ヤーンを
輸
入いたしましたところ、それが
実
績に数えられるといたします。何
の
実

績に数えられるかと申しますと、毛
製
品の輸入の外貨の割当の場合に、
モ
ヘア・ヤーンを輸入した、それが
実
績に数えられるという誤謬を犯し
て
いる。

ここに問題がある。毛製品輸入
の
実績がほしいために、そこで、
ま
たもうかから、モヘアを輸入し
て
加工すること、そんなにもうけ
な
くとも、それが実績となつて、
毛
製品を輸入してこれでもうけ
る
こと、ここにこのモヘア・ヤ
ー
ンが次から次へ、特にその輸入
の
増大した原因があるのじゃないか
と
思われるのであります。それで、
こ
れについて、一体どのように当
局
としてはお考えでございますか
を
お尋ねしたいのであります。そ
も
も、御承知の通り、毛製品の輸
入
を、日英会談からくるやむを得
ざる
措置として、毛製品業界は目
を
つむつておられるという状況で
ご
ざいます。御承知の通り、毛製
品
は、すでに内地では十分でござ
い
ます。輸出し得る能力が十分に
ご
ざいます。アメリカにもイギリ
ス
にも輸出して、遜色のないほど
り
つぱな毛製品ができておるので
ご
ざいます。にもかかわりませ
ず
、イギリスの毛製品を買わな
け
ればならないといふことは、需
給
の問題ではなくして、外交上の
問
題なんです。やむを得ざる製造
業
界は目をつむつておられるので
ご
ざいます。そのかわり、イギリ
ス
の毛製品を輸入するのだが、日
本
の製品もよりよく輸出できるよ
う
にしようといふので、毛製品輸
入
の実績を、輸出実績に当初はつ
け
ていたのでございます。従つて、
毛
麻輸出組合が輸入のことも扱
つ
ていた。ところが、だんだん業
務
が大きくなってきたから組合が
二
つに分れ、分れてし

ばらばらたつてから、毛製品輸
入
の実績は、前の輸入実績を見て
外
貨割当をする、こういふふうな
方
式が変つた。けれども、精神は、
輸
出した者に実績をつける、この
当
初の精神と変りないはずで
す。
にもかかわりませず、毛製品の
輸
入を何もうやらすに、ただモ
ヘ
ア・ヤーンだけを入れた、それ
に
毛製品輸入の実績をつけるよ
う
にしたものだから、こういふふう
に
なつてきた。そこで私は、これ
は
とんでもないことが起きるぞ
と
いふので、極端な長がやつて
お
られますところに、再三このこ
と
について当局に反省を促すよ
う
にした。その結果モヘア・ヤ
ー
ンの輸入の実績に對しては、毛
製
品輸入の外貨割当をしない、こ
う
いふことに話し合ひができた
は
ずでございますが、その後い
か
が相なつておられますか。ここ
が
一番モヘア・ヤーン輸入増大の
ポ
イントである。原因の一番大き
い
ものである。業界は、もうから
な
ければやらないのです。もう
か
ればこそ、やるのです。この
点
を一つお聞きしたい。

○松尾(泰)政府委員 毛製品のイ
ギ
リスからの輸入をいたしております
事
情につきましても、今、先生から
の
御指摘のように、日英協定との
関
係で、輸出を伸ばすために、い
わ
ばやむを得ざる輸入をやつて
お
ることは、その通りでございます
と
申します。ところが、毛織物の
輸
入をいたします場合に、だれに
割
当をいいたすかといふ、適當な
割
当の基準が結局できなかつた
と
いふこと、他方、毛織物の輸出
を
大いに振興させたいといふ
一
面、毛織物の輸出は、現在ほ
か
なりの量に達しておりますが、
そ
の当時よりも欲々たるものであ
つ
たといふような事情もあつた
と
して、便宜毛織物の

輸出業者は毛織物の輸入を割
り
当てたといふような事情であつ
た
わけです。その後、イギリスか
ら
も、こういふ国際慣行に反する
よ
うな行為はやめてくれといふ
よ
うな話も、たしか、もう数年
前
にあつたりいたしました。それ
は
やめておいて、御存じのよう
な
輸入実績によつて毛織物輸入
割
当をするといふ方式になつた
わ
けです。ところが、それでし
ば
らばらたつたわけでありませ
ぬ
が、また御存じのように、過去
の
やういふ実績でもって割り当て
て
いくのもけしからぬ、少し新
しい
風も吹き込んで来た。どう
だ
と、どういふふうな議論も非
常
に強くなつた。そこで、新しい
風
を吹き込むにしましても、な
か
なかな適當な方法がございま
せ
ぬので、類似の輸入をいたし
て
おる実績を基準にしたらどう
か
といふようなことで、モヘア・
ヤ
ーンを――たしかモヘア・ヤ
ー
ンだけではなく、類似のやう
い
う輸入をしては、実績も加味し
て
、毛織物の輸入割当をした、こ
う
いふ経緯になつておるわけ
で
あります。その後、毛織物の輸
入
割当をより多く獲得せんとする
動
機から、モヘア・ヤーン
の
輸入を非常にたくさんするとい
ふ
やうな方が見えて参りました。
い
わば利害的な原因も出て参つた
わ
けであります。ここで、はつき
り
した時期を覚えていないので
あ
りますが、去年の上期であつ
た
かと思つて、そのころから、
モ
ヘア・ヤーンを実績にするとい
ふ
こと、いわば新しい風を吹き込
み
たいといふこともけつこうでは
あ
るが、そういう弊害ができて参
つ
た以上、しばらくこれはやめよ
う
といふふうなことにしまして、
し
かし、一挙にやめるのもい
か
がごとく、漸減をす

る。毛織物の輸入割当に当りま
し
て、モヘア・ヤーンは漸減をす
る
といふやうな方は漸減をする
と
いふこと、一期でありましたか、
二
期でありましたか、はつきり
覚
えておられますか、ともかく漸
減
の方向でございます。従いま
し
て、いずれはそれはやめてい
く
ことにならうかと思つてお
り
ますが、それは三期、四期で
や
めることとしておりましたか
ど
うか、それがちよつとはつきり
記
憶しておらないのでありますが、
方
向としては、漸減をしていく
と
いふこと、現在のところ参つて
お
ります。

○加藤(清)委員 モヘア・ヤ
ー
ンの輸入が変じて山梨県
の
絹織物、特に洋服裏地業者を
圧
迫しておるといふことにつ
い
ては、これは政府としては十分
考
慮の余地があり、至急に改善し
て
もらわなければならぬと思つ
ま
すが、どんなに改善しよう
と
しても、モヘア・ヤーン
の
輸入にうまみがあれば、これは
な
かなか容易に変わるものでは
あ
りませぬ。それはA A制である
の
を、正式制のままにしてお
い
てしほるといふてみたつて、
そ
れはできることではないと思
つ

る。毛織物の輸入割当に当りま
し
て、モヘア・ヤーンは漸減をす
る
といふやうな方は漸減をする
と
いふこと、一期でありましたか、
二
期でありましたか、はつきり
覚
えておられますか、ともかく漸
減
の方向でございます。従いま
し
て、いずれはそれはやめてい
く
ことにならうかと思つてお
り
ますが、それは三期、四期で
や
めることとしておりましたか
ど
うか、それがちよつとはつきり
記
憶しておらないのでありますが、
方
向としては、漸減をしていく
と
いふこと、現在のところ参つて
お
ります。

る。毛織物の輸入割当に当りま
し
て、モヘア・ヤーンは漸減をす
る
といふやうな方は漸減をする
と
いふこと、一期でありましたか、
二
期でありましたか、はつきり
覚
えておられますか、ともかく漸
減
の方向でございます。従いま
し
て、いずれはそれはやめてい
く
ことにならうかと思つてお
り
ますが、それは三期、四期で
や
めることとしておりましたか
ど
うか、それがちよつとはつきり
記
憶しておらないのでありますが、
方
向としては、漸減をしていく
と
いふこと、現在のところ参つて
お
ります。

す。モヘヤ・ヤーンの輸入金額が、毛製品輸入の総体の金額の約三割六分から四割を占めておったのでございませう。こうなつて参りますと、毛製品の輸出までがこれに食われる。山梨県の絹織が食われるだけではなくして、日本の毛製品総体の輸出が、モヘヤ・ヤーンの輸入のおかげで食われておる、こういう結果が生じてきておるのでございませう。この点を、一つ通商局長のみならず、この道の責任者であらせられる織維局長さんも、よく御存じのことと存じますので、ぜひ至急これが対策を確立していただきたい。と同時に、毛製品も軒並みに三割操短をしなければならぬ状況に追い込まれております。すでにこの関係の商社の倒産は、名古屋通商局管内での調査によれば、戦後最高を示しているということですので。そこで、この際、ジェトロの法案がかかつておりますが、この毛製品、絹織物等の輸出に対しては、どのような具体的なあつせんとか紹介をなさるうとしていらつしやるのか、毛製品輸出振興の具体策がございしましたならば、一つここでお漏らしを願いたいでございませう。

○小室政府委員 毛製品については、各種の輸出振興策を遂行した点もあり、業界の努力もございまして、最近毎年相当の勢いで伸びております。ただ、伸びたために、アメリカ市場等において、かえつて現地の反対を招いておるといふような事情もございませう。また最近においては、国内の需給がアンバランスでありますために、売り急いで、とかくダンピングと見られるような種類の安値の輸出もございませうので、われわれとしては、対外事情もあり

ますし、また国内的な事情からいつても、外貨手取りをできるだけ増していかなければならぬという点からいたしまして、過当競争を防止するということが、やはり一番大事な点ではなからうか。同時にまた、新規市場を開拓するということが大事でなからうか、その両面の努力をいたしておる次第でございませう。

○加藤委員 それでは、最後に、このモヘヤ・ヤーンを、毛製品輸入の外貨割当の場合の実績として、おやめになる意思があるかないか。当然のことながら、これはやめてもらうという約束が、すでに補請次長のとときにできておるのでございませうが、そのころ、松尾通商局長はアメリカにいらつしたわけでありませうので、新しい局長におなりになつたあなたたの覚悟のほどを、一つ示してもらいたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 ただいま申し上げましたように、漸減の方向で参つておりますから、いずれは楽になると思つておりますが、なお十分研究しまして、善処いたしたいと思ひます。

○内田委員 私は、最後に要望を申し上げます。先ほど来申し述べますように、アルパカの輸入——アルパカというのは、おつしやる通り、アルパカばかりではないのでありまして、モヘヤとか、あるいはラスターというようなものを横糸にして、縦糸に絹糸を加えると、いわゆるアルパカになるのであります。ところが、いろいろなものを輸入すればするほど、中小企業である織維産業というものは圧迫されて、しかもその製品というものは、決して輸出に向きませぬ。

先ほど申し述べますような、アルパカを使つておるといふのは、世界広しといへども、英国だけでありますから、輸出にならぬのであります。ところが、研究に研究を重ねて、今日の段階まで発展して参つた化繊裏地というものは、世界的に使つておるのでありますから、ほつほつ輸出が出ておるのであります。これは輸出商社と、それから私どもの方の産地のメーカーとが協力して、輸出に努力しているものであります。何しろ業者の力がないう中小企業でありますから、これを輸出に向けるといふのは、今度開始されませう貿易振興会というふうなものが、加藤君が言われた毛製品の輸出と同じように、相当地の市場対策なり宣伝なりに努力していただきたい。そのために、政府も補助金を今度の予算に組んでおられますが、かようなことを十分御認識の上で、当局として総合的にやられますことを私は期待して、またその成果を監視いたしまして、私の質疑を終わります。

○小平委員 松平忠君。

○松平委員 ただいまの内田君の質問に関連しまして、冒頭、ちよつと関連的に申し上げたいのですが、現在、織維製品の非常な混乱状態の中の一つとして、私は絹のことについて若干伺いたいのです。御承知のような状態ですが、生糸も十九万回割を割るような全く未曾有の不況にあえいでいるという状態ですが、この問題について、絹製品もしくは生糸、これは農林省の所管だろふと思ひますけれども、しかし絹製品としては、織維局の管轄内にもあり、また織維全般という立場からいつて、生糸の不況打開ということに

ついて、一体、通産省はどういうようなことをお考えになつておられるか。これはきわめて重大な影響を各農村に与えていると思ひますが、これに関連する対策について、具体的に伺ひたいと思ひます。

○小室政府委員 お話のように、生糸の問題は非常に深刻な問題であります。これは農林省の蚕糸局で所管いたしております。ただ、私の方は、絹製品の輸出の関係は担当しております。アメリカが中心であります。絹織物の輸出は、前年かなり好調に伸びております。ただ、いずれかというところ、やはり毛製品同様、過当競争で値段が下つておるといふような面がありませう。十五匁の羽二重を中心に、この過当競争をいかに防止するかということ、現在努力しているわけでありませうが、そういう見地から申しますと、生糸の国内価格がぐずれてくるということ、一そう悪影響があると思ひます。農林省とよく連絡して、私どもの分野でできることについては、協力いたしたいと思つております。

べきものじゃないかと思えますけれども、それだけで現在の生糸の生産量を全部消化し得るような態勢にもなっておりませんので、なかなか困難かと思えます。

○松平委員 私、大体小室君と同じような考え方をしているのですが、この絹というものを高級化したところの繊維として、そこに価値を認めていくというやり方ならば、今日政府のとっておる態度というものは、根本的に考え直す必要があるんじゃないか。

製糸業にしても、あるいは横浜の生糸の検査の法律制度にしても、そういう高級の繊維製品を作っていくという法律体制、制度には、私はなっていないと思う。これはやはりアメリカの婦人用の靴下を作るのに都合のいいような機械を作り、繊維を作っていくという機械を作っておるし、検査の制度もそうであろうと思う。これは根本的に考え直していかなくちゃならぬ。この関係については、農林省の分野であります

が、もし通産省がそういう考え方であるならば、その高級の繊維を作るところの原料である繊維は、かくかくなものでなければならぬ、こういうふうな改めなければならぬ、こういうふうなことを、通産省は出す必要があると思

りますから、ここでおそろく研究していると思ふけれども、絹というものは、どういふ理想的なパターン、理想的な繊維というものであるか、理想的にするには、どういふふうな改革したらいいかということ、絹織維自体においてまず考えて、その理想に合うような繊維を作っていくということをしなけれ

ばならぬけれども、その元締めは、織維製品全体を取り扱っている織維局の責任であらうと思ふのです。従って、今あなたが言われたところの高級の織維を作っていくというためには、高級の織維というものは、しからば何であるかということ具体的を考えて、農林省と相談して、そういうような織維を作っていくというような指示を与えていくかどうか、このことを伺いたい。

○小室政府委員 そういふ方向の努力は、むしろ農林省としてもいたしておるようであります。ただ、先ほど申しましたように、現在の生糸の生産のうちで、そういう高級な織物として消費され、また販調な売れ行きを見ているというものは、量的に言くと、それほど大きなものではないのであります。それ一本にもなかなかいきにくい事情があるかと思ふます。これは関係者もお話しているように見地から、私どももさうに勉強して、農林省と協力いたしたいと思つております。

○松平委員 今のお答えでは、不満足でありまして、重ねて申すようですけれども、世界の織維製品のおそろく〇・五〇くらいが絹であらうと思ふ。従つて、通産省のあり方としては、これは高級品化していつてもいいわけですが、その程度の数量ならば、通産省自体がこれを高級品化するという一つの方向を定めて、その方向に沿つたところの生糸を生産させる。このことを、むしろ通産省は、全体の織維の立場から考へて、そういう分野を与えていくという立場に立つて、指導性を持たなければならぬと思ふ。これは、農林省自体は、情性に基いてやっていると

思いますので、新しい化学繊維というものの刺激を十分体験しているものが、そばから注意をしてやらなければ、これはだめです。そういう意味から、織維局においては、その観点で取り上げてもらいたいと思ひます。

それから、もう一つ御質問申し上げたい点は、今日の日本の輸出産業全般に通ずる問題でありますけれども、ことに、その中で生糸の問題が、一番数量的にも金額的にも多いので、これを取り上げたいわけですが、今日の為替レートの一ドル三百六十円というものは、生糸の生産業者、輸出業者というものに、非常な圧迫を加えているという結果になっております。とにかく、あくせく働いて約九千万ドルの外貨をかせいでいる。非常に多くの零細な農民まで含むこの生糸産業というものは、もうけがあまりに少い。そうして、この外貨を使つてくる砂糖その他輸入業者が、ほろもけをしてい

るという貿易が、今日、日本では行われていくわけであつて、こういう点に對する改善を行わなければならぬ。かつてリンク制というものがあつたけれども、この生糸の輸出に關して、かどろかというものを考へておられるかどろかというものを、通商局長にお伺ひしたい。

○松尾(泰)政府委員 生糸のリンク制につきましましては、今のところ考へておりません。

○松平委員 私は、リンク制に對しては、かなり弊害もあるもので、これは全般的に取り上げる問題でないと思ひます。しかしながら、特殊の生糸のようなものについては、日本の国策として維持していかなければならぬという立

場からいくならば、やはりそれに何らかのことを考へてやつて、輸入業者ばかりも上げるというふうな現在の制度は、是正していかなければならぬと思ふ。ほんとうに一生涯働いていける輸出業者が、あまりもつかうから、黙つて外貨の割当を受けるものが、もうけなくて現在の貿易制度は、根本的に考へ直していく必要があると思ふので、そういう意味で、リンク制度がいけないというならば、それにかわる制度を考へていかなければならぬ。私は、そういうことで通商局の再考を促したいと思ふのですが、何か特別の研究をするというふうな考へ方になつて

いかどろか、お伺ひしたい。

○小室政府委員 御質問のようなりリンク制の実施については、生糸輸出関係業界から、強い要望があつたのでありますけれども、これに伴う弊害、また貿易自由化の方向等に照らしまして、これは実施しないということに、私ども考へていくわけでありまして、反面において、生糸を輸出いたしますと、内地で取引される場合以上に検査料を他がかさむので、内地取引の方が、かえつて有利だといふ点もあつまして、そういう矛盾をできるだけ是正したいといふことで、農林省側もいろいろ努力しておられるのであります。正直に申して、直ちに効果の上る特別措置があるといふふうには申し上げられないのであります。今、検討中というところでありまして。

○松平委員 これは、委員長に申し上げたいのですが、今の問題は、内田君の関連質問で申し上げた点でありまして、農林省の蚕糸局長も呼んで、このことは、もう少し深く質問してみたい

と思ひますので、その機会を作つていただくことを要望し、それを留保いたしました。次の問題に移りたいと思ひます。

そこで、ジェットロを中心として日本の貿易のことに關して、お伺ひしたいのですが、大臣でなければ御答弁願えないような問題もあるかと思ひます。この点は留保いたしました。質問を続けたいと思ひます。

第一番に伺ひたいのは、日本の貿易自由化の問題であります。この問題については、日本の政府内において、貿易自由化の思想統一ができておるかどろかということでありまして、すなわち、いふならば、東南アジアにおける日本の貿易自由の態度というものは、率直に言つて、民族意識の非常に強い東南アジアに、日本が進出していく場合において、貿易自由化ということ

を頭から振りかざしていつて、果してうまくいくかどろかということがあつると同時に、すでにこの地域においては、相当オープン・アカウント協定も現在まで結ばれておる。こういうふうな実情なんです。このオープン・アカウントを、日本は漸次やめていくということになるかどろか。この貿易自由化の問題を、どの程度具体的に通産当局は考へておられるかということ、まず質問に伺ひたい。

○松尾(泰)政府委員 ただいまの御質問は、実は非常に広範な問題でありまして、私自身も、的確な答へができません。思ひますが、貿易自由化の方向というものは、やはり貫くべきものであろう、こういうふうな考へておられます。しかしながら、そのテンポにつきましましては、海外の情勢あるいは日

と

本の事情等も判断して、若干早いときもあれば、若干おそくすべきときもなければならぬのではないかと、いろいろ考へておるのでございまして、ここ数年間の世界の貿易の趨勢が、非常に自由化の線に早く来たのであります。日本も、それに従ひまして、最近までのところは、かなり早いテンポで来たかとも思ふのであります。従ひまして、今、御指摘のようなオープン・アカウントにつきましても、当初は十五、六程度あったかと思ひますが、今ところは、それは漸次やめて参りまして、五つ六つぐらゐに減つて参つておるかとも思ふのであります。他方、貿易自由化の問題を議論する場合に、ただオープン・アカウントの問題だけではございませんで、二国間の通商貿易協定も、あわせて考へなければいかぬと思ふのであります。オープン・アカウントにつきましても、今申しますように、全廢の方向にきたことは事実であります。それにかわりまして、当該国との間の貿易拡大のため通商貿易協定というものは、どつちかというところ、より多く締結をして参つておるかと思ふのであります。いわゆる決済面と貨物の輸出入の面とを區別して参つておるのであります。しかしながら、貫く線は、貿易自由化の線です。今日までできたかとも思ふのであります。しかしながら、日本国内の最近の経済状況あるいは海外の状況から見まして、この速度でいき得るかどうかというところについては、われわれとして十分検討いたさなければならぬわけでございます。相手国の事情によつて、それぞれ事情が違ひますので、原則的な議論は、なかなかしにくい

わけでありまして。われわれといたしましては、その国々の事情、相手国の要望等をケース・バイ・ケースで研究して措置すべきである、こういうふうな考へておられます。

○松平委員　そういうお答えになるだらうと思ふのですが、その場合に、具体的に、たとえば欧州の共同体の方向というものがあつて、一方において、東南アジアには、あつて民族意識的な国家ができてきておる、こういう情勢ではどういふ方向に向つて、自由化を今後どの程度のテンポで進めていくかというふうな、具体的な考へを持っておるかどうかを伺つておきたいと思ふのであります。

○松尾(泰)政府委員　貿易自由化の問題と地域化の問題は、観念的には相反する要因でありまして、貿易自由化という以上は地域別な観念がないのが通例であります。欧州六カ国の共同市場の問題は、経済的な問題よりも、や政治的な要因の方が強うございまして、一がいかに経済的ブロック化ということも言えないかもしれません。経済的な観点に立てば、確かにブロック化の方向には違ひないのであります。しかし、そうかといひまして、従来の六カ国以外の国との関係につきましても、やはり自由化の方向を貫こうとしておるわけでありまして、そこで、翻つて日本の場合を考へてみました場合に、われわれとしては、そういうある特定の広域圏というものを考へます。場合には、どうしても地理的な近接地域を考へることになる。当然東南アジア地域ということになるわけでありまして、東南アジアとの間におきま

て、そういう経済共同の構想を盛り上げますためには、まだその前にいろいろいたさなければならぬ条件があるのではないかと考へておられます。われわれといたしましては、いまだ少し東南アジア諸国の経済的な条件が、成熟をしなければならぬのではないかと考へて、今、東南アジアの共同市場という問題よりも、東南アジアの経済開発に協力するといふような面をいくべきではないかと思ふのであります。今、御審議願ひました予算におきましても、東南アジアにおける技術協力の問題、経済協力の問題におきまして、若干の予算を計上して、その方向に努力しておるのでございまして。

○松平委員　今の御答弁の中で、東南アジアの問題が出てきたのですが、そこで伺ひたいのは、総理も、いろいろ経済開発等の構想を持って行かれて歸つて来られたのですが、この東南アジアとの貿易のことに關連して考へなければならぬことは、いわゆる地域間の貿易協定の問題、地域間貿易促進の問題がありまして、これは日本の考へ方とインドの考へ方が、全く対立しているという実情ではなからうかと私は思ふのであります。日本は、いつの会議におきましても、右顧左眄して、国内の關係各省の意見がばらばらであつて、この地域間貿易協定の問題については、いつでもあまい態度をとつておるというものが、現在までの日本の態度であつた。ことに、それは東西貿易の問題があらうために、そういう結論がいつでも出てきて、日本は東南アジアの會議におきまして、貿易については孤立無援のような状態が続いておつた。そこで、

現在中共との間にも、かなり貿易は進むという方向にきておるのであるから、従つて、東南アジアにおける地域間貿易促進というの構想は、日本は考へ直す必要がある。そういう重大な段階に來ておると思ふ。今までのように、インドと日本が対立しておるといふような状態であつては、なかなかうまく東南アジア貿易の問題も進まないと思ひますが、一体、どういふふうに通商当局は考へておられるのか、このことを伺ひたい。

○松尾(泰)政府委員　先生の御指摘の点は、このアジア地域内における貿易促進の問題であらうかと思ふのであります。実はエカフェの會議におきましても、日本といたしましては、かなり多数の国の賛同も得て、地域内の貿易促進のための會議を持つて行かうという提案もいたしましたのであります。これにも必ずしも賛成をしない国が実はありまして、今のところは、最終的な結論が出ていないのであります。近く開かれますクアラルンプールにおきましてのエカフェの總會におきまして、いまだその議題を出しまして審議を願う、こういう格好になつておるのであります。私、その案につきましても、インド側が反対をしておるかどうかというところについては、あまりよく承知をいたしておりませんが、日本側の提案につきましても、若干反対をする国もあつて、今そういうふうな状況になつておることを御報告いたします。

○松平委員　松尾君の言うことは、反対です。松尾君の言うことは、全然実情に合つていません。そうじゃないです。実は日本は、あなたの言うこと

と反対なことをやつているのだ。地域間の貿易を促進しないという考へ方を、日本の代表は持つておるわけです。インドは、地域間の貿易を広げようという考へ方を持つておるのだ。だから、日本が多数の国と一緒にやつて、地域間の貿易を促進して、いふようなことを提案したことは、一度もございませんで。これは、あなたの言うことは、全然反対なんだ。もう少しその点は、通商当局は勉強しなければいかぬ。日本のやつておることは、反対なことをやつておるのです。だから、僕は聞きたいのだ。インドは、地域間の貿易をもつて促進しようといふことを考へておる。欧州も共同体になつたじゃないか、日本も含めて、東南アジアは、なるべく地域のものが一緒にやつて貿易をおのおの盛んにしよう、こういうのがインドその他の國の考へ方なんです。ところが、日本は、そうじゃなくて、そういうことをやる、そこへ中共も引つぱり込んでくるから、東西貿易がここに出てくるものだから、この地域間の貿易を促進するといふことはどうしてもできない。これが、今までの日本の考へ方なんです。それを、政府内は、今後一体どういふふうによつていこうとするのかというところを、私は質問しては

○松尾(泰)政府委員　私が先ほどお答えいたしましたのは、今当面の議題になつておる地域内の貿易促進の問題であります。地域内の貿易と地域間の貿易と、二つ問題があるわけでございます。現在のところ問題になつておるのは、地域内の貿易促進の問題

が、実はエカフェの会議におきまして前から議題になっておりましたので、その点について、お答えを申し上げたのであります。地域間の問題につきましては、今のところ、さほど問題になつておりませんので、われわれもあまり深く研究をいたしておらぬような状況であります。

○松平委員 それは、地域内の問題にしても同じです。結局、東南アジア地域内が、おの貿易を促進していかうじやないか。そのためには、中共も中へ引っぱり込んでやつていこうじやないかというのが、インドを中心としての東南アジアの考えなんです。ところが日本は、今まで気がねをし、そして違つたことを考えておる。大蔵省のごときは、まさに反対のことを考えておる。こういふのが、今までの実情なんです。そこで、私の言わんとするのは、鉄鋼その他において、今度相当大手が出て、本格的に貿易協定を結んできたというよりな段階にあるので、今までの日本の、地域内における貿易促進に対する考え方は、今日改めるべきではないかというのが私の論旨なんです。しかし、このことは、通商局長に聞いても、ちよつとお答えがしにくいと思うので、私はあらためて大臣の出席を求めて、大臣に政府の意向として一つこれをお聞きしたいと思ひますので、この点は留保をいたしたいと思ひます。

そこで、次にお伺ひしたい点は、伝えられる東南アジア開発計画といふか、開発基金の問題、これと貿易との関連といふものは、現在どういふところに置いているのか。東南アジア開発基金と貿易との関係、これをお聞きし

たいのです。つまり、基金を設定して、それを海外投資して、それによつて貿易を促進していくというお考えであらうと思ひますが、今の構想によるところの開発計画と、それに対する貿易との関連を、どういふふうに通産省はお考えになつておるか、お聞きしたい。

○松尾(泰)政府委員 御存じのよう最近の通商政策の方向、特に低開発国に対する各国の通商政策の方向が、商品の直接的な売り込みでは十分ではないというよりなことから、それらの国々に信用を供与いたしました。建設資材、開発資材を送り込んで、その土地を開発するというような方向に向つておることは、御承知の通りであります。従ひまして、日本といたしましても、各国のそういう大勢に順応いたしまして、通商政策の方向も、そういう方向に切りかえて参る必要があるわけでありまして、これは、先ほどのアジア共同市場といわれるべきよりな構想と相通するものもあらうかと思ひますが、それは一応さておきまして、単純な通商政策から見ましても、そういう技術協力あるいは経済協力というところが、通商政策の一つの新しい面であらうと、われわれは考えておるのであります。そこで、そういう線から見ますと、御存じのように、輸出入銀行の融資によりまして、延べ払いで資本財等を、東南アジアだけでございませぬが、各園に輸出をいたしております。が、そういう輸出入銀行の資金による延べ払いの方式も、今申しましたよりな線に一致をいたすのであります。そこで、いわゆる人の交流、技術者の交流による面と、それから資本財の輸出

におきます延べ払いの面が、問題として起つて参るわけでありまして、輸出入銀行の延べ払いの線では、なかなかやりにくい点も多々あるような次第でありまして、今回、輸出入銀行の中ではございませぬが、アジア経済協力基金でございませぬか、そういう資金がございましたので、その資金も輸出入銀行を通じて運用されるというので、従来の機能を補充し拡大するものであらうと私は思つておるのであります。それは、従来のいわゆる資本財の輸出延べ払いの線を、より拡大した規模において行えるものではないかと思ひるのであります。あるいは資本財だけではなしに、現地のいろいろな工事の引き受けその他も、そういうことでできるのではないかというふうにお考えしております。しかしながら、御存じのように、資金がわずかでございませぬので、果してどの程度の実績をあげ得るか、われわれは疑問と思ひますが、考え方はしては、今申しましたような東南アジアとの経済協力、それは、いわば通商政策上の新しい最近の部門であります。この資本財等の輸出の促進の問題と密着するもので、その方向に沿つていけるものであります。こういうふうにお考えしております。

○松平委員 これは大臣に伺ひたいと思ひのだけれども、最近新聞等で伝えられた東南アジア開発銀行という一萬田構想です。通産省は、この構想に相談を受けておられますか、どうですか。

○松尾(泰)政府委員 非常にむずかしいお尋ねで、お答えに困るのであります。が、輸出入銀行のあの五十億の基金のもとになります法律案をこらんだだけば、おわかり願えるかと思ひのであります。あれは、要するに将来設立せられるべき国際的な銀行への出資というものが、第一の目的に掲げられておりますので、われわれとしては、そういう銀行が近くできるかどうかは、よく存じませぬが、できるという前提において、あそこにはまず予定をされておる資金であるというふうには、了解をいたしておるようなわけでありませぬ。

○松平委員 世界銀行の中に、円の資金が今九十億くらい残つておると思ひますが、この世界銀行の中の円資金は、どういふふうには東南アジアその他にお使いになるつもりであるか、通商政策上、何かお考えになつたことがありますか。

○松尾(泰)政府委員 世界銀行に出資をしております日本側の円の資金であります。これにつきましては、世界銀行から、そういう現地に対する日本からの資本財の輸出のために使つてはどうかというよりな申し出が、ときどきあるわけでありまして、この資金の運用につきましては、数年前は、割に窮屈な考え方がとられておつたやうであります。が、最近は何と申しますか、非常に信用のある世界銀行が仲立ちをする出資でありますので、資金の回収といふことから見れば、一番安全な方法でもあります。日本の資本財の輸出にも役立つといふことで、直接の所管は大蔵省でやつておりますので、私は、日々の連絡はよく知らないのであります。が、かなり東南アジア各園に、その資金が活用されているといふふうには聞いております。最近では、インドに対しても、かなり多額の資金がそれで使われるというふうになつておると思ひます。

○松平委員 最近どの程度使われておるか、詳しいことは通商局ではわかりませぬが、いわゆるこの東南アジア開発銀行並びに世界銀行の円資金の問題について、関係大臣の出席を求めて聞きたいと思ひます。このことは、中近東においても、アメリカの資本を排除する意味で、中近東開発銀行という構想が、もう三年前も前に持ち上つておる。これと同じように、軌を一にして、東南アジアにおいても、ひものつかない開発銀行というものを作りたいという考えがあるわけだが、このことは、日本としても相当考えていかなければならぬ問題であると同時に、これは、東南アジアにおける日本の貿易に重大な関係があるわけでありませぬ。一つ、ぜひ通産大臣、大蔵大臣の出席を求めて、質問したいと思ひます。

そこで、次に、今回の法律案によりまして、ジェットロを拡大強化する、こういうわけでありませぬが、この前も、横井委員からの質問もありました。このことについて、私も若干基本的なことをお尋ねしたいと思ひます。

まず第一に、今までのジェットロの実績といふものを、今まで出してきておられますけれども、その実績をよく再検討する必要があります。すなわち、第一は、ここで働いておる人たちが、働いている人たちは、現在、いわゆるほんとうの職員として働いておられる人もあります。それから関係各省からひもつきのような工合にしてきて働いておられる人もあるように聞いております。それで、関係各省からひも

つきになってきておる人は、このジェトロの中に入り込んで、そうして二、三年外国へ行つて、外国のことを勉強して、またもとの省に帰って行くといふような仕組みになっておるといふことを聞いておるのであります。これは結局、その人選等を見ますと、論功行實の意味をもつて、三年間くらい外国に行つてこい、こういうことになつておるといふことを私は聞いておるわけです。果してそうであるかどうかといふこと、今度できるところのジェトロの拡大強化された貿易振興会ですか、これにも、同じような意味で、論功行實の關係各省の役人の中に入れて、そうして海外に出張駐在させる、そういうことがまた行われるのであるかどうかといふことを伺いたい。

店長から末の方まで、いろいろな人がおられるわけでありまして。ジェトロの場合は、幹旋所にしまして、幹部だけが日本から行つておられますし、調査員になりますと、これは御存じのように入、原則としてただ一人で行つておられますので、多数人をかかえておられる民間の支店と比べると、若干困難だと思ひますが、あまり待遇はよくない、こういう状況であることは、認めなくてはならぬと思ひます。いい人が集まらなかつた原因は、これまた御説明申し上げるまでもなく、いわゆる民法上の財団法人でありましたし、法の基礎が非常に薄弱であつたといふことにも、よつておるのであります。が、今回この新しい法律を通していただきまして、新法人になり、二十億の資本金をいただくといふことになれば、基礎も安定をして参りますので、いい人材も集まってくると思ひます。また予算面におきまして、待遇はもつと改善をして、いい人がはいるようにいたしたいといふことを、今考へておる次第であります。

て、この事業がうまくいくし、だめにもなる、こういうふうに思ひます。結局旅費とかあるいは交際費、特別の調査委託費とかいろいろなもの、各一カ所ごと一人頭に平均すると、どのくらいになるかといふことをお聞きしたい。それは、現在のジェトロの場合と、今度やられる貿易振興会の場合と、どういふふうな増加の比率になるかといふことを、あわせて伺いたい。

○松平委員 人材が集まらぬといふのは、どういふわけであるか、ちよつとお聞きしたいのですが、月給が非常に安いのであるか、あるいは海外に行つて活動する、その手当といふものが安いのであるか、何かそういうことに原因があるのではなからうかと思ひます。そこで、現在行つておる人たちの手当といふものは、どういふふうになつておるのか。たとえば、外務省あたりのお外館の役人と比べて、どういふふうになつておるか。聞くところによると、役人よりも少いのだといふことを私は聞いておる。そうすると、結局いい者は集まらないといふことになるのではなからうかと思ひます。そこで、民間の各商社の海外駐在員といふものと、このジェトロで行つておる海外駐在員の俸給といふものは、どういふふうになつておるか、私は聞きた

○松平委員 機構がうまくいくのも悪くいくのも、結局私は人の問題であると思ひます。今お聞きすると、平均六百ドル程度の俸給だ。これでは、アメリカ等においては、最下級の生活ををするよりしよがない。おそらく商社よりも、非常に少い俸給ではなからうかと思ひます。そういう人が行つて、一体仕事ができるかどうか。結果、そういう人が行けば、日本人の商社の支店長や何かのところに、いろいろなことを聞いてくるというふうなことが、関の山であつて、とても向うの商工会議所その他のものとのつき

○松尾(泰)政府委員 この新ジェトロ下の待遇改善の問題につきましては、目下鋭意作業をいたしているわけでありまして、まだはつきりして、現在の百ドルを何ドルに引き上げますと申しますが、先ほど申しますように、できるだけ在外公館に近づけることと考へているような次第であります。

○松尾(泰)政府委員 ジェトロの内地及び外地におります職員の中へ、役人を論功行實に入れておるのではないかと、いろいろお尋ねがありますが、そういう考へ方は、全然ございません。ただ、外地等に勤務する者の人選に当りまして、若干、通産省のみならず、農林省あるいは大蔵省の職員が出てくることは事実であります。それもはつきり数字を覚えておりますが、七、八十名のうち、十名内外ではなかつたかと思ひます。それは、その当時としましては、なかなか適当な候補者がないといふより、なかなかな候補者が、特に技術者を派遣したいといふ場合には、なかなか技術者の適当な人が得られないといふことで、便宜通産省の若い技術者を活用して行かされたといふようなことであつて、決して論功行實といふようなことではありませ

○松尾(泰)政府委員 ジェトロの海外勤務員の平均給与は、大体月六百ドル程度でございます。これは在外公館に比べますと、かなり安いものだらうと思ひます。民間と比べましてどうなるか、はつきりわかりませんが、今申し上げたのは、平均給与で申し上げておりますが、民間ならば、たとえば支

それから、調査費につきましては、これは調査の態様がいろいろございまして、貿易幹旋所で調査する場合、調査員が調査する場合、それから特別に海外の専門調査機関を使つて調査する場合、また内地から臨時に調査団を編成して調査に行く場合、四つ、五つの態様がございまして、頭割りにして何ほふえたかといふことは、ちよつと申し上げにくいのであります。しかし調査関係の費用としましては、三十二年度に比べて、三十三年度は相当の増額をいたしておりますので、かなりな改善になり、従来よりも、より充実した調査ができるであらうといふふうに考へております。

○永井委員 議事進行について。ただいま当局の話を聞きますと、

ジェットロの問題については、人件費もまだ十分わからないというような不備な原案であつて、こゝろ不備な原案で審議することはできないと思つて、先ほど米松平委員の質問にありましたように、この問題の基礎となるのは、国内における産業一般の問題であり、あるいは技術の問題であり、対外的には外交路線の問題であり、そして貿易振興会法の問題がしぼられてき、さらにその振興会法の中に含まれている具体的な内容というものの検討が必要なのであります。今伺いますと、そのすべてが、この委員会では審議ができません。大臣が知らないで、事務局を相手にして、さういふ政策的な問題はできない。さらに、事務的な問題にしばつて質問しますと、人件費もまだわかつていない。こゝろいふふな不備な内容では、審議ができませんので、委員長において、今後の運びをどういふふうにするか、一つ所見を伺いたい。

○小平委員長 永井委員の御発言、ごもつとも点もござります。従つて、明日理事会を開きまして、今後の運び方について御相談の上、善処したいと思つておきます。

○加藤清委員 議事進行。

もうだいたい時間も過ぎておりますので、この際、私は委員長の所見を承わりたいのでござりますが、実は、委員長御存じの通り、二、三日前の某有力紙に、委員会の勤務評定がなされた。その勤務評定によりまして、この商工委員会が一番劣等、落第点をつけられておるのでござります。これはしかし、勤務評定をつけられることを、

いやだといふわけでもなければ、その内容が間違つておつたというのでもございませぬ。いずれも正しい。何が悪いかと云つたら、本委員会の、きょう出席しておる人が悪いんじゃない。出席してない人間が悪いのだ。そのおかげで、出席してゐる者までが一視同罪に扱われている。ほかのときならば、私はしんぼうもしますが、やがて一月先には、もうわれわれは散つていくのだ。さういふやさきに、せつかく毎日のように出てきてゐる者が、ああいうことを書かれるというところは、非常に遺憾にたえない。なぜ遺憾にたえないかといへば、第一、われわれの命は、もうあと一月だといふが、再びここに相まみえる人がどれだけのかといへば、平均値は六割か七割は出てくるはずだ。ところが、商工委員会に限つては、半分しか出てこれないのだ、委員長みずから落ちる、大臣みずから落ちる。さうでしよう、大西委員長落ちた、坪川委員長落ちた、岡野清豪通産大臣落ちた。全く悲しいきわみです。なぜさういふ結果になるか。それは第一、予算委員会が済んだら、大臣は出てくるはずになつておつた。何がゆゑに、こんな重要な問題を扱わされるに、通産局長一人に孤軍奮闘させなければならぬのか、見ておつても、あまりにもかわいそうだ。こんな広範な重大な問題を審議するときに、なぜ大臣を出してくれないのか。大臣の責任ある答弁を承わなければ、もうわれわれは審議に應ずることもできない。きょう出てきておつた人が悪いのじゃないから、出てこぬ人間が出てくるようにならなければ、僕らは審議

に應ずることはできません。以上、これについて委員長の所見を承わります。

○小平委員長 きょう大臣が出席できなかったことは、今朝来、閣議がありまして、それに引き続いて参議院の予算委員会が開かれまして、社会党の佐多委員が通産大臣の出席を要求されておる。さういふ関係で、こちらからも催促したのであります。この点は、御了承を願ひたいと思つて、ただ、明日からの当委員会の出席については、なおよく連絡をとりまして、極力当委員会に出てもらうようにいたしたいと考えております。

なお、新聞記事の点につきまして、は、ただいま加藤委員がお述べになつた通りでありますので、かれこれ申すこともないかと思つて、委員長といたしましては、あらかじめ委員会の開会予定日、議題等も、公報以外にも通知いたしまして、御出席願つておるようになつておりますが、今後とも、さらに御出席願うように、善処いたしたいと思つております。

○永井委員 この商工委員会は、いつでもさうであります。衆議院に予算がかかつておる間は、大臣はその方にとられるし、それから重要法案はあまりこの委員会に出ない。重要法案がこの委員会にかかるときは、予算審議は最終段階で、衆議院を予算が通つてから重要法案の審議がちょうど始まるころになる。そのころは、もう大臣は参議院の方へほとんどとられて、こちらに出てこない。こゝろいふやうな時間的ズレは、毎国会の状況でありまして、またこの委員会の特殊な一つの性

格として、たとへば内閣なら、定員法が出る、あるいは恩給法が出るといへば、その条文の解釈だけをやっていて、十分に議案の審議ができるわけでも、ところが、この委員会における法案というものは、単に条文の一字一句の吟味の問題ではなくて、この法案の基礎である産業、経済、外交、さういふ広い分野における政策的なものを明確にしなげら、法案の意味するものをしぼつていかないと、問題がはつきりしてこない。こゝろいふやうなことで、法案が、常に大臣がいないままに、事務局と、こゝろ生きて動いていく味が不十分のままに、常に審議を進めなければならぬといふやうな、こゝろいふ状態になつておるのであります。さういふ状態になつておるのであります。こゝろいふやうな事態を起したといふことで、政府の責任であると思つて、また委員長が、その職責に対して責めを尽さないといふ責任もまた重大であると思つて、でありますから、今後こゝろいふ残された時間を、十分に効率的に、効果的にやりますために、相当政府当局及び与党側の格別な努力が伴ひますと、今後の審議が停滞することを警告せざるを得ないのであります。これについて、松平君の今までのいろいろな質疑にいたしまして、前半は、ほとんど政策的なものであります。事務局から答弁を求めたものではなくて、大臣の答弁を求めなければならぬものです。さて具体的なジェットロの問題に入らうとすると、提案の内容が非常に不整備だ、こゝろいふ事態でありますから、これは委員長において、理事を集めて一つ十分に今

後の議事運営について、及びこの委員会の今後の運営について、十分協議を願ひたい。さうでない、われわれはこの委員会の議事に協力することは不可能であります。

○佐々木(良)委員 おそらく運営につきまして、常に理事会で相談されてやられることだと思つて、私も、私どもは常に理事に要望しておるのでありますけれども、実際にこの委員会がすつと低調であつたといふ事実は、私はいなめないと思つて、それは、やはり重要な議案がなかつたことに、原因があるだらうと思つて、それならば重要な議案でないものに調子を上げると言つたつて、上るわけもない話なんだから、さういふ低調な議案ならば、やらぬやうにしてもらいたい、こゝろはいろいろ忙がしいのであります。しかるに、いろいろつまらぬ法案が出るようでありまして、ほんとうのことを言つて、法律に重要なものと重要でないのとあるはずはないと思つて、すけれども、どうもここにかかつてくるのは、一般に重要でなかつた。重要でない議案ならば、重要でない扱いをすればいいのだから、やかましく言つて、重要でない議案を一生懸命重要らしくやる必要はない。従ひまして、委員長並びに理事会で十分検討されて、重要なものだけを一つ審議できるようにしてもらつてつまらぬ委員会を開かぬようにしてもらいたい。むしろ、逆もお願ひをいたしておきたいと思つておきます。

○小平委員長 永井委員及び佐々木委員の御発言であります。が、当委員会に、所管の大臣の出席が意のごとくならないといふことは、われわれも日ごろ遺憾に思つておるところです。しか

後、議事運営について、及びこの委員会の今後の運営について、十分協議を願ひたい。さうでない、われわれはこの委員会の議事に協力することは不可能であります。

○佐々木(良)委員 おそらく運営につきまして、常に理事会で相談されてやられることだと思つて、私も、私どもは常に理事に要望しておるのでありますけれども、実際にこの委員会がすつと低調であつたといふ事実は、私はいなめないと思つて、それは、やはり重要な議案がなかつたことに、原因があるだらうと思つて、それならば重要な議案でないものに調子を上げると言つたつて、上るわけもない話なんだから、さういふ低調な議案ならば、やらぬやうにしてもらいたい、こゝろはいろいろ忙がしいのであります。しかるに、いろいろつまらぬ法案が出るようでありまして、ほんとうのことを言つて、法律に重要なものと重要でないのとあるはずはないと思つて、すけれども、どうもここにかかつてくるのは、一般に重要でなかつた。重要でない議案ならば、重要でない扱いをすればいいのだから、やかましく言つて、重要でない議案を一生懸命重要らしくやる必要はない。従ひまして、委員長並びに理事会で十分検討されて、重要なものだけを一つ審議できるようにしてもらつてつまらぬ委員会を開かぬようにしてもらいたい。むしろ、逆もお願ひをいたしておきたいと思つておきます。

し、このことは、ひとり当委員会に關する問題ばかりでなくて、程度の差はあるかもしれないが、予算の審議あるいは予算委員会の運営と、各常任委員会の運営と関連する、非常にむずかしい基本的な問題だろうと思ひます。しかしながら、今後、極力出てもらうように、理事の諸君にも御協力を願つて善処いたします。

佐々木委員の御発言ですが、重要でない法案をやるなどというふうなお話のようですが、とにかくにも、われわれの委員会に付託された議案も、記載したものがお手元にあると思ひますが、ただいま八つか九つの議案があります。中には、予算の執行に非常に關係のある議案もあるわけですから、これらにつきましては、引き続き御審議を願わなければならぬと思つています。

○佐々木(眞)委員 国民的にはあまり重要でないから、おそらく、ここで重要な審議らしい状態も展開できないんじゃないかと思ふ。従つて、これを重要であるとかないとか、予算に關係あるとかないことは、勝手に思つていゝ話であつて、国民にあまり關係ないから、私は重要な感じが出ないのだから、私は重要な感じが出ないのだからと思ふ。従つて、そういうそのままの姿を私は出せばいいと思ふ。国民が重要でないと思つてゐるものを、ここで一人で重要だ、重要だと言つてみたところで、しようがないのです。従ひまして、私はこの委員会では、はっきりと、みんなが出てきてやらなければならぬやうな重要なものなら、やればいいのだし、みんなが出てこぬでいいやうなものなら、自然に流れても仕方がないという形で、自然の形で委員会を

運営されるように、希望申し上げます。

○松平委員 それでは、私はこれでやめて、質問を留保いたしますけれども、永井委員の議事進行の発言にもあるがごとく、この法案を審議するに當つて、事業計画の根本になるところの職員の俸給とか、手当とかいうやうなものまで、まだ決定してないというやうなことは、法案の審議に應ずるわけにいかぬ。だから、これは一つ理事會を開いて、その点を協議するやうにしてもらつて、本日はこれで散會してもらつたらどうかと思ふ。

○小平委員長 当局でも十分資料を整えて、一つ答弁できるようにして下さい。

本日はこの程度にとどめます。
次会は明五日前十時より開會することとし、これにて散會いたします。
午後零時二十二分散會

昭和三十三年三月七日印刷

昭和三十三年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局